徳島大学教職員労働組合からのお知らせ
（メルマガ Vol.93）

みなさんこんにちは。徳島大学教職員労働組合です。

【2019 年度要望事項について】

組合では、2019 年度の大学との協議に向けて、要望事項を準備しています。6 月末の組合の定期大会にて基本方針を立てました。それをもとに、下記 URL にあるような要望文書を準備しています。

具体的には、

- 働き方改革法への対応（年休取得 5 日以上義務付け・残業削減など）
- 校費（教育研究費）の減額について
- 医員の日給引き上げ
- パート職員への賞与支給

などについて改善を求めていきます。

http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/2019demands.pdf

皆様方におかれましても、ご意見・ご希望などありましたらお寄せください。

【働き方改革法について】

上にも書きました通り、今年度から「年休取得の義務付け」「残業時間の上限規制」などの働き方改革法が施行されます。

昨年度まで、「年休が取得しにくい」「申請したら書類を突っ返された」などの相談を受けております。

今年度から、使用者側（大学）には、年休を 5 日以上取得させなかった労働者 1 名あたりに対して最高 30 万円の罰金が科せられます。

現場の労働時間管理者の皆様方におかれましては、その点、十分ご留意の上、適切な年休付与をお願いいたします。

残業時間に関しましても、月 100 時間以上の残業に対して、使用者側（大学）には、最高 30 万円の罰金もしくは 6 か月以下の懲役という罰則が付きます。

現在の徳島大学の時間外労働に関する労使協定では、残業時間の上限は「月 75 時間」などとなっております。100 時間以上の残業は、労使協定にも違反していますが、2017 年度、18 年度の実績では、100 時間超の残業が見られます。

皆様方におかれましては、不要な業務の廃止や業務の効率化などにより、労働時間の削減に努めていただけますようにお願いいたします。

もちろん、「残業の削減」が「申請の削減」にすり替わる恐れがあります。そのような事例がありましたら、組合までご相談ください。

働き方改革法について、ご質問などありましたらお気軽にお寄せください。

徳島大学教職員労働組合
http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/

【教員の労働時間管理について】

働き方改革法の一環として、裁量労働制の教員の健康管理を目的として、労働時間の実態把握が義務付けられました。

これまで教員については、出勤簿にハンコを押すだけの労働時間管理でしたが、今後、そうした方法は法的に認められなくなり、毎日の具体的な労働時間を報告する書類などを作成することが求められることになります。

とはいえ、そのような書類を書く時間と手間が増える・教員の間に管理されることへの反発が広がるなどの懸念もあり、大学としても対応に苦慮しているようです。

手間がかからず実態を反映できる労働時間管理方法について、何か妙案をお持ちでしたらお教えください。

【組合加入のお願い】

4 月のメルマガでもお伝えしましたとおり、全国的に教員の定員削減等に伴って、組合加入率が低下（激減）しております。

そんななか、私たち徳島大学教職員労働合では、例年、少しずつですが加入者を増やしてまいりました。とはいえ、加入率の高い「団塊の世代」が定年を迎える中、加入率が低迷しています。

みなさまにおかれましては、ぜひ組合にご加入いただきますよう、お願い申し上げます。

2014 年の学校教育法改正により教授会の権限が限定され、学長への権力集中が進められています。現在のところ、大学の運営に対して、法的根拠を持って要求できる機関は、組合だけとなっております。

あるべき大学の姿を実現するために、皆様の力をお貸しください。

ご質問、ご意見などはお気軽にどうぞ。このメールに返信していただければ結構です。

★加入申込書のファイルはこちら↓
http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/document/mousikomi.doc
（ワードファイルが開きます）

ご記入の上、メールにて送信いただければ結構です。

★組合ウェブサイトはこちら。

徳島大学教職員労働組合
http://tokushima-u-union.in.coocan.jp/